

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

新たな配送サービス構築による商店街等にぎわい創出事業

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

千葉県勝浦市

### 3 地域再生計画の区域

千葉県勝浦市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

##### 【人口減少と高齢化の状況】

・1960年の国勢調査で31,141人あった本市の人口は年々減少を続け、少子化や進学・就職等による若年層の流出などから、2020年の国勢調査では16,927人まで減少している。年齢3区分人口は、年少人口1,145人、生産年齢人口8,357人、高齢人口7,290人であり、高齢化率は43.4%となっている。

・国立社会保障・人口問題研究所における推計では、2030年には人口13,675人、高齢化率48.1%。2040年には人口10,354人、高齢化率54.5%とされており、今後ますます人口減少と少子高齢化が進むと推測されている。

##### 【地域経済の状況】

・経済センサスによると2016年の全事業所数は1,123事業所であるが、大分類別では、「卸売業、小売業」が277事業所で全体の24.7%でトップ、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が219事業所で19.5%を占めることから、観光商業が地域経済を牽引する業種であり、高い関連性があることがわかる。

・RESASでの地域経済循環図によると、2015年時点で民間消費の支出

流出入率が44.9%と高く、全国でも71位となっており、地域外からの消費流入を獲得していることから、上記4業種が勝浦市における地域経済の要であることを示す一方、「卸売業、小売業」は2007年の350事業者から10年で約2割減少しており、年間商品販売額についても2007年⇒2016年比で卸売業が30,944百万円⇒16,127百万円(47%減)、小売業が14,215百万円⇒10,941百万円(23%減)と大変厳しい状況である。

・2021年に実施した市民意識調査(市民アンケート)における日常生活の満足度において、約70%の人が買い物の利便性への不満を持っており、特に高齢になるにつれ、その割合は高い。

#### 【構造的な課題】

卸売業・小売業が多く集積する商店街も高齢化や後継者不足によりにぎわいが低下している状況にあり、本市でもこれまで商店街活性化イベントや経営基盤強化に向けた制度融資・利子補給等の各種施策を実施してきたが、商店街存続に向けた消費拡大を図るためには以下のような課題がある。

##### (1) 従来 of 対面による販売手法

商店街はこれまで対面で販売することにより顧客との信頼関係を築いてきたが、顧客の約90%が地域内(周辺地域)であり、地域外から訪れる顧客の取り込みができていない。

##### (2) 配送業務の効率化

従業員が5人以下の小規模商店は約80%(平均従業員2.4人)を占め、その経営形態は家族経営であり、従来から対面販売と併せて配達業務もこなしてきた。それぞれの店舗がそれぞれの商品の販売から配達までを担っており、非効率的な運用となっている。

##### (3) 魅力発信力不足

商店街では、専門店としての品質・サービスの高さや地元製品の取り扱いなど知る人ぞ知る魅力ある商店が多いが、その内容を周知する情報発信力が弱い。

## 4-2 地方創生として目指す将来像

### 【概要】

勝浦市は、千葉県南東部に位置しており、海岸線は岩礁と砂浜と変化に富むリアス式海岸で、内陸部は海拔150～200mの緑豊かな丘陵性山地が広く分布し、市域全体93.96km<sup>2</sup>のうち、山地が3分の2を占めるなど、平坦地は少なく、海岸沿いの市街地から山間部の農村まで、古くから多種多様な地域が形成され、観光と漁業を基幹産業として栄えてきた。特に、勝浦朝市に代表されるように、交流により、商業が発展してきた。

しかしながら、2014年に過疎地域の指定を受けるなど、人口減少が進んでおり、地域経済においても、消費の低迷、地域活力の低下や後継者不足などの課題がある。

こうしたなか、2020年12月に策定した「第2期勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、本市の進むべき方向性を「人口流出の抑制・流入の促進及び多様な交流の拡大」「就労・結婚・子育てなどの社会環境の向上及び魅力ある地域づくり」としており、基本目標1として安定して働くことができる場の確保を掲げ、施策の方向性では、商工業において日々の消費活動における利便性の確保や、雇用の創出による地域経済の活性化を図るため、商工会と連携し、商店街組織の強化及び活性化を促進するとしている。

また、社会においてはデジタル化が急速に進むなど、新たなテクノロジーを活用した地域課題の解決に注目が集まっていることから、時代や消費者のニーズに合ったサービスの提供が必要であり、商工会等と連携しデジタル技術などを活用した商店街のECモール化や、ドローン物流を含めた買い物代行や共同配送などの事業を実施することで商店街の活性化を図るとともに、空き店舗等を活用した起業創業による地域のにぎわい創出を目指す。

#### 【数値目標】

K P I	事業開始前	2022年度増加分	2023年度増加分
	(現時点)	1年目	2年目
ECモールサイトでの売上(円)	0	600,000	1,500,000
商店街ECモール出店店舗数(件)	0	10	10
配送サービス利用件数(件)	0	200	500

2024年度増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
4,500,000	6,600,000
10	30
1,500	2,200

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### ○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

##### ① 事業主体

2に同じ。

##### ② 事業の名称

新たな配送サービス構築による商店街等にぎわい創出事業

##### ③ 事業の内容

構造的な課題を解決することは、地域外消費流入につながり、地域経済全体に波及効果をもたらすこととなる。その解決に向けた事業として以下の事業を実施する。

##### (1) 商店街ECモール化事業

・小規模商店では、高齢化により担い手が減少しており、配達業務が困難となっている。また、受注方式も電話によるものが多いことから、ECモール化に伴うアプリケーションの導入により業務の効率化を図るとともに、取扱商品の見える化により販売機会の創出を目指す。併せて、高齢者等に対するITリテラシーの向上のための支援を行う。

##### (2) ドローン配送導入事業

・本市は、市域面積93.96km<sup>2</sup>のうち、山地が3分の2を占める丘陵性を有した平坦地の少ない地形であることから、新たな配送手段としてドローンを導入することによる配送時間と人的コストの効率化を図る。

### (3) オンデマンド陸上共同配送構築事業

・担い手が減少する商店において困難となっている配達業務について、共同配送サービスを構築する。運営拠点を整備し、各商店が受注した商品を集約し、発注者に配達する。

### (4) 地域運営体制の構築事業

・事業を持続可能なものとするため、運営体制を整える。特に、ドローン配送や陸上共同配送の担い手づくりによる地域雇用の創出を図る。

## ④ 事業が先導的であると認められる理由

### 【自立性】

共同配送や買い物代行による送料を主な収入源とする。自立に向けては、受注件数の増加と運営コストの削減が必要となる。本事業により自立可能なシステム構築を目指すとともに他分野でのドローン活用による収入を確保する。

### 【官民協働】

事業の導入に当たっては、市と市内商店街との連絡調整を密にし、行政主導ではなく商店街が問題意識をもって取り組むものとし、導入後は民間事業者が主体となり、商店街と連携し配送拠点の運営を行う。また、デジタル化やドローン配送の導入には民間の技術力の注入が必要であることから、技術を持った事業者と連携し、事業の推進に当たる。

### 【地域間連携】

新たな配送サービス構築によるにぎわい創出への取り組みを、千葉県が行う情報発信と連携したプロモーションを行う。これにより、商店街の知名度向上に伴う起業・創業を想定した移住施策への反映に力を入れる。

### 【政策間連携】

本事業は、ECモール化により、高齢化が進み担い手が不足する小規模商店において、販売機会の創出や増加につながる商店街活性化策である。また、関連する宿泊業や飲食業等の観光分野への波及効果が期待される産業振興政策であるとともに地方におけるデジタル化政策である。

また、ドローン配送や共同配送事業は、高齢化に伴い増加が見込まれ

る独居老人や運転免許返納者などの買い物弱者に対する支援策でもあると同時に、配送の効率化によるCO<sub>2</sub>排出量削減につながる環境政策である。

#### 【デジタル社会の形成への寄与】

商店街のECモール化及びドローンによる配送

人口減少等により低迷する商店街において、ECモール化やドローン技術を用いた配送を行うことで、販売機会の増加による商店街の活性化と併せ、デジタル社会の形成に寄与する。

#### ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

#### ⑥ 評価の方法、時期及び体制

##### 【検証時期】

毎年度 6月

##### 【検証方法】

PDCAサイクルによる本事業における重要業績評価指標（KPI）の検証を、外部組織である地方創生総合戦略事業検証有識者会議で行い改善等を行う。

##### 【外部組織の参画者】

4地区区長代表、商工会（会長、青年部長、婦人部長）、観光協会長、婦人会長、老人クラブ長、国際武道大学（事務局長、学生代表）、いすみ農協支店長、漁協代表理事組合長、金融機関支店長、公共職業安定所出張所長

##### 【検証結果の公表の方法】

市ホームページによる公表

#### ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 113,300千円

#### ⑧ 事業実施期間

2022年4月1日から2025年3月31日まで

#### ⑨ その他必要な事項

特になし。

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

##### (1) 空き店舗棟活用支援事業

###### ア 事業概要

空き店舗等を活用した起業創業に対し、必要となる改修工事費や備品購入費等を補助する。

###### イ 事業実施主体

勝浦市

###### ウ 事業実施期間

2021年4月1日から2025年3月31日まで

##### (2) かつうら朝空マーケット開催事業

###### ア 事業概要

観光商業振興を目的に、朝市や商店街などの地域資源を活用し、多様な主体が連携した持続可能なイベントの実施に必要な経費の補助を行う。

###### イ 事業実施主体

勝浦市

###### ウ 事業実施期間

2020年4月から2025年3月31日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

## 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

## 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。